

今回のポイント DC法改正で、加入対象者が大幅拡大

2016年5月24日に、「確定拠出年金法（以下DC法）等の一部を改正する法律案」が可決されました。これにより、2017年1月から国民年金に加入する約6,700万人ほぼ全ての方が、DC制度に加入できるようになります。公務員、専業主婦等が新たに対象に加わることで、金融機関においても、DC制度普及と投資啓蒙活動の活発化がなされることでしょう。DCだけでなく、NISAなど他の制度と比較して自分に合った制度を活用し、商品選びをすることが大切です。

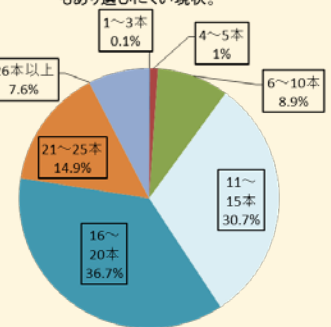
個人型の加入対象者が大幅拡充

- DC法は2001年に制定され、数度にわたり拠出限度額の引上げ等の改正が行われてきました。
- 今回の改正のポイントは、「①企業年金の普及・拡大」、「②ライフコースの多様化への対応」、「③DCの運用の改善」等ですが、最も注目されているのは、「②ライフコースの多様化への対応」になります。その理由は、加入対象者が大幅に拡充されることになるからです。
- 具体的には、法改正により、2017年1月から専業主婦約932万人、公務員約441万人が新しく対象に加わり、厚生年金加入者でも一定の条件を満たせば個人型DCへの加入が可能となります。

選びやすい商品選択を目指す

- 今回の改正では、加入者の投資知識の向上を図るとともに、運用商品提供数の抑制措置を講じることで運用商品を選択しやすい環境を整えることも目的の1つとされています。
- また、運用商品を選択しない加入者に対して、運用管理機関が分散効果が期待できる特定の（デフォルト）商品を指定運用方法に定めることも検討されています。運用商品選びを運営管理機関に任せることが可能になる一方、自分で商品を選択する場合は、商品選定は重要な運用の選択肢であることを理解いただいた上で行う必要があります。但し、商品変更はいつでも可能です。

半数以上の企業で商品提供数が16本以上もあり選びにくい現状。



(出所) 厚生労働省資料を基に三井住友アセットマネジメントが作成

DCは、拠出時、運用時、給付時にも税優遇のある制度

- こうした改正によって、DC制度がより幅広く普及していくことが期待されます。改めて、DC制度のメリット・デメリットを整理してみましょう。

【メリット】 (1) DC制度では3つの局面で税制メリットを得ることができます。

① 拠出時

毎月の掛け金は所得控除の対象となります。
 (例) 年間10万円拠出すると所得税分の2万円が控除され、実質拠出は8万円になります。
 * 所得税率を20%と仮定した場合

② 運用時

利子や売却益等にかかる運用益課税（20.315%）（2016年4月現在）がかかりません。

③ 給付時

年金・一時金は、各種控除（公的年金控除等、退職所得控除）の対象となります。

- 【デメリット】 (1) 原則として60歳まで途中解約ができません。病気や怪我への備え、住宅資金、教育資金などには別途資金を用意しておく必要があります。
- (2) 加入している年金制度や事業主により拠出限度額が異なりますので注意が必要です。

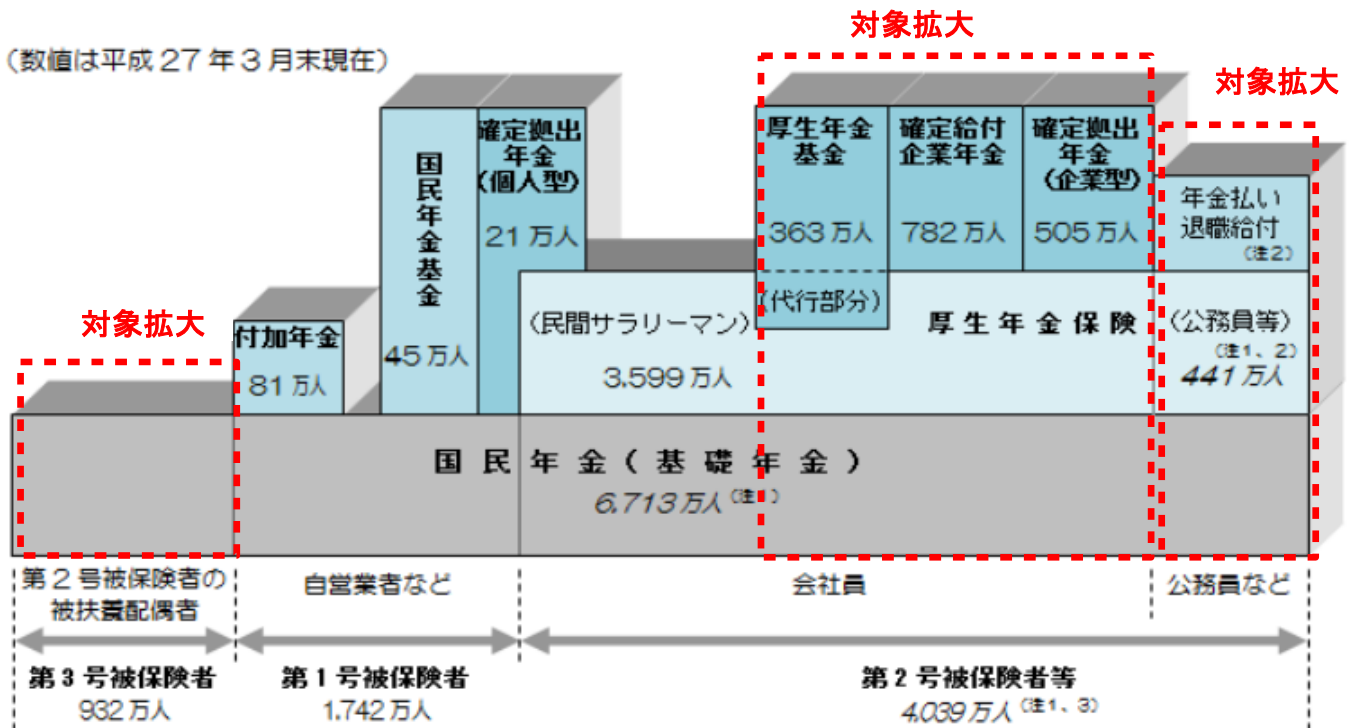
DC制度の特徴を理解し、自身のライフスタイルに合った資産形成にうまく役立てることが大切です。

ここも
チェック!

2016年 3月10日 「他の制度と比較した『ジュニアNISA』」
 2016年 3月9日 「大好評のビギナーズパック」

■ 当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■ 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■ 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■ 当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■ 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■ 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■ 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

年金制度の体系



(注 1) 速報値であり、斜字体で表記している。

(注 2) 被用者年金制度の一元化に伴い、平成 27 年 10 月 1 日から公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、平成 27 年 9 月 30 日までの共済年金に加入していた期間分については、平成 27 年 10 月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

(注 3) 第 2 号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう (第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

(出所) 企業年金連合会資料等を基に三井住友アセットマネジメント作成

ここも
チェック!

2016年 3月10日 「他の制度と比較した『ジュニアNISA』」
2016年 3月9日 「大好評のビギナーズパック」

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。